

令和6年度

放課後児童クラブ運営規則

有限会社 すみれ福祉会

- ・学童保育子ども会館フレンドクラブ
- ・学童保育子ども会館第二
- ・学童保育子ども会館ジュニアクラブ
- ・学童保育子ども会館

放課後児童クラブ運営規則

第1条 目的

この規則は昼間保護者の就労により家庭での児童保育が困難であり小学校児童（以下「放課後児童」という）を対象に放課後児童クラブの場を設け、これら児童の健全育成と児童の環境保全や情緒の安定を図るものとする。

第2条 対象児童

- 1 この事業の対象となる児童は袖ヶ浦市に在住している小学校1年生から6年生までの学年を対象とし、放課後（昼間）保護者が保育できない児童とする。但し、現在病気中であり医師の治療を受けているもので、集団生活の停止を受けている児童は除くものとする。

第3条 運営内容

- 1 放課後児童クラブ運営に当たっては関係機関の指導を受け、適切な運営に努める。
- 2 利用、取消しの設定をする。
- 3 怪我・事故・いじめ等が発生した場合、その対策としてまず本会と保護者との話し合いを最優先とし、本会が内容を十分精査して早急に解決にあたるものとする。但し、その内容が本会だけでは対応できない場合のみ、関係機関の協力を仰ぐことができる。
- 4 保育時間内に児童の発病やその他事故等の責任について、支援員の重大な過失、または故意によるものでなければ、本会及び支援員に責任を問わないものとする。また、保育時間内における万が一の事故・怪我などの責任においては、当事者と本会でお互いに歩み寄り、本会加入保険の補償範囲内の保障とする。
- 5 故意に本会施設内外の物品等を破損させた場合は、修繕費用を徴収することができる。
- 6 その他運営上必要と認められる事項について協議を行う。

第4条 職員配置

クラブには、児童の育成、指導を行う為の支援員及び補助支援員を置くこと。定員は、学童保育子ども会館フレンドクラブ70名、学童保育子ども会館ジュニアクラブ45名、学童保育子ども会館45名、学童保育子ども会館第二45名。職員の配置は各クラブ2名以上とする。

- 1 クラブごとの職員配置 2名のうち1名は、放課後児童支援員を配置すること。
- 2 障がい児童を受け入れる場合にあっては、必要な支援員数である。

第5条 利用の承認及び取消し

1項 承認

- 1 利用申請書を提出し、本会が受理したもので構成する。
- 2 クラブの利用は、希望する保護者が「放課後児童クラブ児童利用（新規・継続）申請書（様式第1号）」「放課後児童クラブ児童調査票（様式第7号）」「放課後児童クラブ誓約書（重要事項確認書）（様式第8号）」「園児引き渡しカード（別紙4）」「写真掲載同意書（別紙5）」を本会に提出しなければならない。また、必要に応じて「食物アレルギー指示書（別紙6-1）」「食物アレルギー食品の摂取可能範囲調査票（別紙6-2）」の提出をしなければならない。
- 3 療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を持っている児童は、そのいずれかの写しを提出しなければならない。
- 4 医師、児童相談所等公的機関から障害を有していると認められる児童はその機関から発行された証明書を提出しなければならない。
- 5 特別支援クラスに在籍している児童は、学校長が発行する在籍証明書を提出しなければならない。
(上記3～5については、いずれか1つの提出でよいものとする。)
- 6 入会を希望する保護者は「すみれ福祉会緊急連絡メッセージ（さくら連絡網）」の登録を行わなければならない。
- 7 提出した利用申請書については、本会がその内容を審査及び面接調査し、承認の可否を「放課後児童クラブ児童利用承認（不承認）通知書（新規・継続）（様式第2号）」により申請者に通知する。
- 8 再入会する場合は、前2号の申請書類を提出しなければならない。但し、年度内に再入会する場合は、申請内容に変更がないことに限り「放課後児童クラブ児童利用（新規・継続）申請書（様式第1号）」のみの提出とする。

2項 取消し

以下の項目に該当する場合、又は「放課後児童クラブ誓約書（重要事項確認書）（様式第8号）」の内容が守れなかつた場合は、利用許可を取消しする。

- 1 正当な理由がなく2ヶ月以上の利用料を滞納した保護者には、利用を取消し、利用料を清算することができる。

- 2 児童または保護者が「支援員の指示に従わない」、「支援員・他の児童への暴力・暴言・迷惑行為」等、クラブの運営に支障を及ぼす行為が続く場合は、利用許可を取消すことができる。
- 3 クラブ生活として、児童及び支援員が安心・安全な環境で過ごす場所として、その人権と環境が脅かされる行為が継続的に見られ、保育に支障が出ている場合は利用許可を取消すことができる。
- 4 前各号の理由により利用の承認を取消したとき、「放課後児童クラブ利用取消し通知書（様式第3号）」を利用者に通知する。
- 5 利用を中止又は取りやめようとする児童の保護者は、中止又は取りやめようとする前月の15日までに本会に「放課後児童クラブ利用中止・取りやめ届（様式第4号）」を提出しなければならない。

3項 変更

- 1 利用の承認に係る内容に変更があった場合に児童の保護者は、変更する前に「放課後児童クラブ児童変更届（様式第5号）」を提出しなければならない。
- 2 会員の変更を行う場合に児童の保護者は、変更する前月の15日までに「放課後児童クラブ児童変更届（様式第5号）」を提出しなければならない。

第6条 利用料金の減免

特別の理由があると認めるときは、利用料金の額の全部又は一部を免除する。

- 1 利用料の減免は、次の表に定めるものとする。ただし、減免区分の適用は、1人により一の適用に限るものとする。

区分	
ひとり親世帯の児童	【月額会員】 入会金5,000円の免除及び利用料から3,900円の減額
生活保護世帯の児童	【月額会員】 入会金5,000円の免除及び利用料13,000円の免除 【日額会員】 利用料1,500円の免除
市町村民税非課税世帯の児童	【月額会員】 入会金5,000円の免除及び利用料から3,900円の減額

兄弟姉妹で利用する児童	<p>【月額会員】</p> <p>当該クラブ利用者の2人目から 月額利用料の 4,300円の減額 送迎費 1,800円の免除 当該クラブ利用者がひとり親世帯の児童 又は市町村民税非課税世帯の児童の場合 入会金 5,000円の免除</p>
-------------	---

- 2 前項の規定による利用料の減免を受けようとする者は、「放課後児童クラブ利用料金減免申請書（様式第6号）」を本会に提出しなければならない。

第7条 活動内容

- 1 家庭との連携を図りつつ、児童の遊びを通じて育成・指導を図る事。
- 2 児童の事故防止を図る事。
- 3 児童の健康管理に十分注意し、処置に急を要する場合には保護者又は医師に連絡する等の適切且つ迅速な処置を講ずる事。
- 4 児童の持ち込みによる遊具は支援員の指示に基づき管理を行う。
- 5 その他、児童の育成・指導上必要と認めることにあたる。

第8条 書類

本会には、次の書類を備えるものとする。

- 1 在籍児童名簿
- 2 入会綴り
- 3 退会綴り
- 4 指導日誌
- 5 園児引き渡しカード
- 6 予算書・出収簿

第9条 児童の利用料・送迎費等の料金の徴収について

- 1 料金徴収に関しては、原則として金融機関の引き落としとする。「別紙預金口座振替依頼書・自動払込利用申請書」
引き落とし日は、毎月5日とする。（当日が土曜・日曜・祝日の場合は5日以降の平日とする。）
- 2 引き落としの料金については、前月の末日までに請求書を発行する。

- 3 申請書類提出後から3ヶ月以降（当月の16日以降に提出した場合は、翌月を1ヶ月目とする。）金融機関の引き落としが未登録の場合、又利用料引き落としの際に残高不足の場合には、事務手数料を徴収することができる。（別紙料金表）に基づく。
 - 4 当月分の引き落としができなかつた場合には、本会より発行される振込依頼書に準じ、当月末までに指定振込口座に支払いをしなければならない。（振込手数料は個人負担とする）
 - 5 日額会員の支払いについては、日額利用に伴う規約（別紙1）に基づく。

第10条 運営費

- 1 活動に際し必要な場合は、保護者から最低必要な金額（各種入場料、公共料金及び給食費等）を徴収することができる。
 - 2 入会後児童の安全を考え、本会の責任において傷害保険に加入させることができる。

第11条 非常災害対策

本会は、危機管理マニュアルを定め、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組むものとする。

第12条 苦情解決

- 1 本会は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
 - 2 本会は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - 3 本会は、本会と保護者とのトラブルについて、解決が困難と判断したときは、トラブル解決の対応を顧問弁護士に委任することができる。

顧問弁護士 レーヴ法律事務所 弁護士 柴田 洋平
弁護士 板垣 義一
弁護士 今西 淳浩

第13條 個人情報保護

- 事業を実施するに当たり個人情報の保管等を行うときは、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講じること。
 - 本会職員は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

第14条 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1 本会及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他該当利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- 2 本会は、児童の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置に講ずるよう努めるものとする。
虐待防止に関する責任者の選定及び設置
職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

第15条 感染症

感染症にかかった児童は、健康状態が良好になってから利用をしなければならない。また、本会は感染予防と感染症が発生した場合の感染拡大防止に措置を講じること。

- 1 次の表に定める感染症にかかった場合は、すみれ福祉会緊急連絡メッセージ（さくら連絡網）内で、病名、発症日及び利用再開日を本会に報告しなければならない。

病名	療養期間
インフルエンザ	発症日を0日目として5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間を経過するまで

病名	登所の目安
麻しん（はしか）	解熱後3日を経過してから
風疹	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・頸下腺・舌下腺の腫脹が出現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス）	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（0157・026・0111）	症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連續2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

- 2 クラブ内に感染症発症者及び体調不良者等が多く出た場合は、クラブ休所措置を講じる。
- 3 前項1の報告が守られない場合は、本会より治癒証明書等の書面提示を求めることがある。また、前文の内容及び今後感染症の発生により感染拡大防止が困難と判断した場合に本規則内に治癒証明書等の提出を求める条項を記載する。

第16条 開設日・開設場所及び時間

- 1 平日（学校終了後～19：00）、長期保育（7：00～19：00）を袖ヶ浦市蔵波2596番地（学童保育子ども会館フレンドクラブ・学童保育子ども会館ジュニアクラブ・学童保育子ども会館・学童保育子ども会館第二）で開設する。但し、保護者の就労によりやむを得ず児童の保育が困難となる場合は、20：00まで保育を受けることができる。19：00以降の保育は、延長料金を徴収する。（別紙料金表）に基づく。
- 2 土曜（7：00～19：00）のみ、学童保育子ども会館フレンドクラブ（袖ヶ浦市蔵波2596番地）にて開設する。
- 3 休日・祝日の保育は原則として行わないものとする。
- 4 インフルエンザ等感染症の発生、自然災害等により小学校が学級閉鎖、休校等の措置をとった場合は、放課後児童クラブにおいても、感染症の蔓延防止、安全確保のため、小学校の措置に準じるものとする。

(例)

	小学校	放課後児童クラブ
1	○年△組のみインフルエンザで学級閉鎖	○年△組に属する児童は利用不可
2	○年△組が学級閉鎖となり、○年△組に兄弟がいるAさんが出席停止	○年△組の属する児童および、Aさんは利用不可
3	休校	閉所

- 5 開設日は本会の規定により12月29日～1月3日及び、職員研修日を除く日とする。尚、クラブ事業の日程により変更することができる。

付則

この運営規則は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、令和 4 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。